

桐林クリーンセンター解体工事の完了について

企画部・南信州広域連合

1. 工事概要

- (1)工 事 名 令和6・7年度 桐林クリーンセンター解体工事
- (2)工事個所 飯田市桐林 2254-47
- (3)工 期 令和6年6月28日から令和8年2月28日（当初）
令和8年3月27日（変更）
- (4)受 注 者 熊谷・シブキヤ特定建設工事共同企業体
- (5)請 負 額 1,127,500 千円
- (6)工事内容 解体工事 一式
鉄筋コンクリート造及び鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造
地下2階・地上4階建（延べ面積 9,990.84 m²・敷地面積 32,200 m²）

2. 解体工事 実施工程表

	令和6年						令和7年												令和8年		
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
準備工事	■	■																			
アスベスト除去工			■	■	■	■	■	■	■	■											
ダイオキシン除染工事						■	■	■	■	■	■	■	■	■							
建屋・基礎解体工															■	■	■	■	■	■	■
産廃搬出工事																	■	■	■	■	■
盛土工事																		■	■	■	■
整地																					■
片付け																					■

3. 解体工事の状況

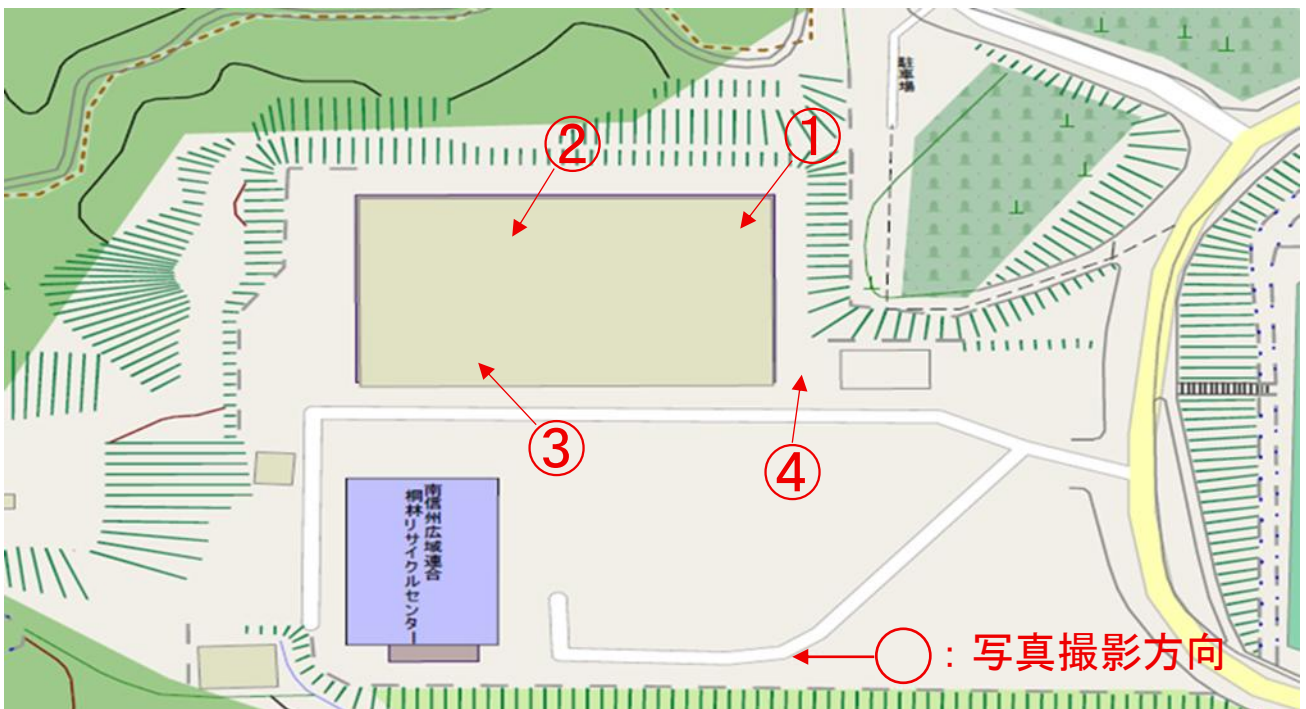
(1) 施設地下部の解体状況（2月中旬～3月上旬）



(2) 整地作業状況（3月中旬）



(3) 解体完了 (3月末)



4. 地下構造物の一部残置について

解体工事の着手後、解体業者が建設時の施工業者へ聞き取りを行った結果、ごみピット周辺の地山の状態が悪く掘削法面が不安定で、ごみピット打設後の埋戻しを土でなくコンクリート（ラップルコンクリート）で行っていることが判明した。

調査ボーリングおよび安定計算の結果、ごみピット周辺のラップルコンクリートを含む地下構造物を解体・撤去した場合、法面崩壊の危険性があり、その量も不明であったことから、エプソン社と協議を行い、事業への支障がないことを確認したうえで、現在、法面崩壊の危険性があるごみピット周辺の地下構造物の一部は撤去せず、残置することとした。

令和8年5月20日に開催したバイオマス発電所建設計画中止に関する説明会に併せて桐林クリーンセンター解体工事の完了報告を行った際、地下構造物の残置について地域に説明がないこと、土地所有者の承諾を得ていない等の指摘を受けた。

今後、土地所有者（桐林財産区および一部個人）との協議や住民説明会の開催など、必要な対応を進めていく。